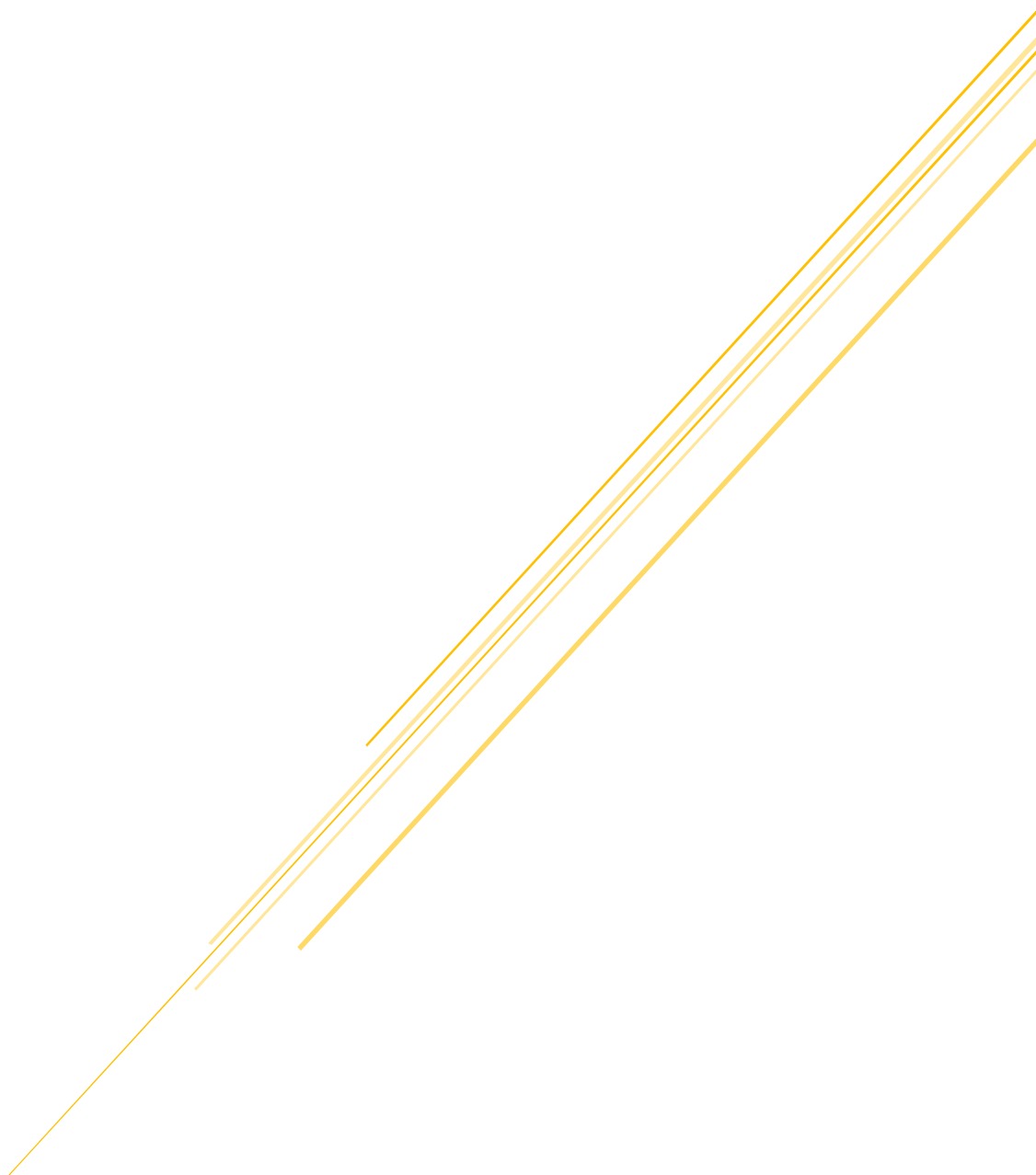


関市重層的支援体制整備事業実施計画



関 市

(令和5年2月策定)

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 各分野の基本方針	3
（1）高齢者福祉分野	3
（2）障がい者福祉分野	3
（3）児童福祉分野	3
（4）生活困窮者福祉分	3
2 支援関係機関間の連携について	4
3 重層的支援体制整備事業の枠組み	4
第3章 支援の内容と実施体制	5
1 包括的相談支援機能を担う体制等	5
2 重層的支援体制整備事業において実施する事業	6
（1）包括的相談支援事業	6
（2）地域づくり事業	7
（3）新たな事業	8
3 支援会議・重層的支援会議について	8
4 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しについて	10

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

人口減少・少子高齢が進行する中、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化・複合化しており、さらには、核家族化や生活習慣の多様化により、家族や地域とのつながりが希薄化しています。

近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の支援制度の枠組みにあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子ども家庭の**8050問題**、介護と子育てを同時に行う**ダブルケア**、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に子どもが行う**ヤングケアラー**など、複数の分野にまたがる課題を抱える世帯の増加といった問題が生じています。

これら行政だけでは対応が困難な状況に対する解決方法を国が模索し、平成28年6月には、ニッポン一億総活躍プラン^aに、**地域共生社会**^bの実現が盛り込まれました。そして、その実現に向けられた取組みを推進するため、平成30年4月には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正^cにより、市町村は、その地域の実情に応じて、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

これを受け、関市では、第4期関市地域福祉計画（令和2年3月策定）の基本目標を「誰もが人として幸せな生活をおくれるまち関市」、基本方針を「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」とし、地域全体で「人」を支える「地域共生社会」を実現していくための計画として、関市包括的・重層的支援体制整備事業計画を包含するかたちで策定しました。

関市における重層的支援体制整備事業は、支援関係機関や地域の既存の取組を活かしながら連携することで、包括的な支援体制の構築を目指すものです。

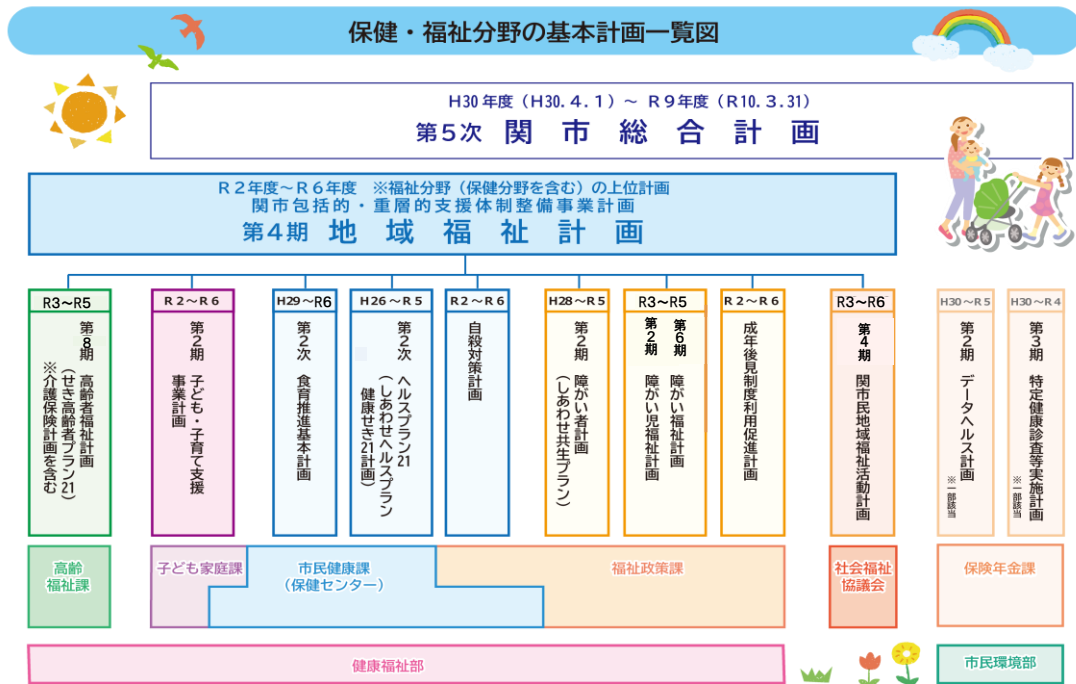
^a **ニッポン一億総活躍プラン**：一億総活躍社会（女性も男性も、お年寄りも若者も、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会）を実現するためのプラン

^b **地域共生社会**：制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会の創設を目指す社会

^c **社会福祉法の改正**：地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画となる「関市第5次総合計画」の施策の一つ、【地域全体で「人」を支える（健康・福祉・子育て）】を具体化・推進する「第4期関市地域福祉計画」に掲載する「関市包括的・重層的支援体制整備事業計画」を補完するものとして位置付けています。また、計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて策定されるもので、事業の実施に必要な事項に特化した内容としています。

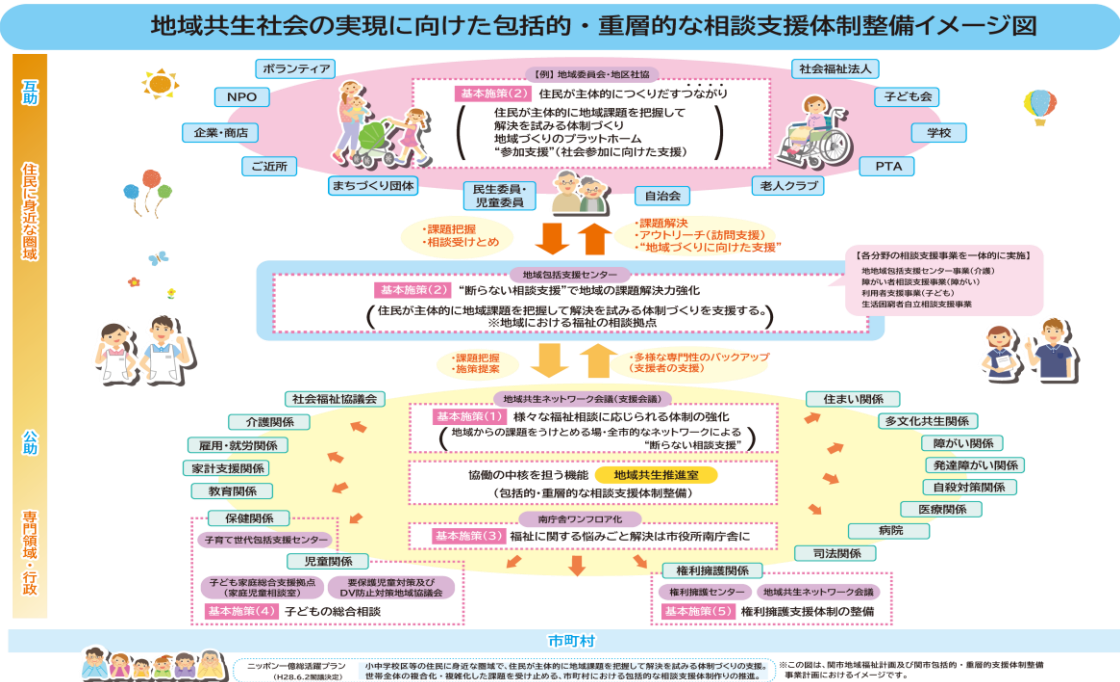


3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間としています。

第2章 計画の基本的な考え方

第4期関市地域福祉計画（関市包括的・重層的支援体制整備事業計画）に定める基本施策を念頭に置いて、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者福祉に関する取組を推進します。



1 各分野の基本方針

(1) 高齢者福祉分野

「みんなの支え合いで創る安心と生きがいのある健康長寿のまち」を基本理念に、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、居場所づくりなどの視点から、地域で支え合うしくみづくりを推進します。

また、地域共生社会の実現を目指した取組として、地域包括支援センターを地域の相談拠点に位置付けます。地域包括支援センターでは、分野を越えた相談の受け止めをはじめ、様々な福祉的課題へ対応できるよう組織体制の強化を図ります。

(2) 障がい者福祉分野

「障がいの有無に関わらず 支えあってしあわせを実現できるまち せきし」を基本理念に、障がいのある人が生涯を通じて安心し、生きがいをもって暮らすことができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等、障がいのある人の支援に関わるさまざまな分野が垣根を越えて連携し、切れ目のない一貫した支援を行います。また、障がいのある人となない人が共に生きられる社会の実現を目指し、市民の障がいに対する適切な理解を促します。

(3) 児童福祉分野

「子どもの幸せを一番に考え 子育てをみんなで応援するまち せき」を基本理念に、子育て支援に必要な施策を充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会全体で相互に連携し協働して子育てを支え合い、すべての子どもが健やかに育つような基盤づくりに努めます。

また、子どもの包括的な相談支援を推進するため、支援の一体性、連続性を確保し、関係機関との円滑な連携・チーム支援など、機能の充実を図ります。

(4) 生活困窮者福祉分野

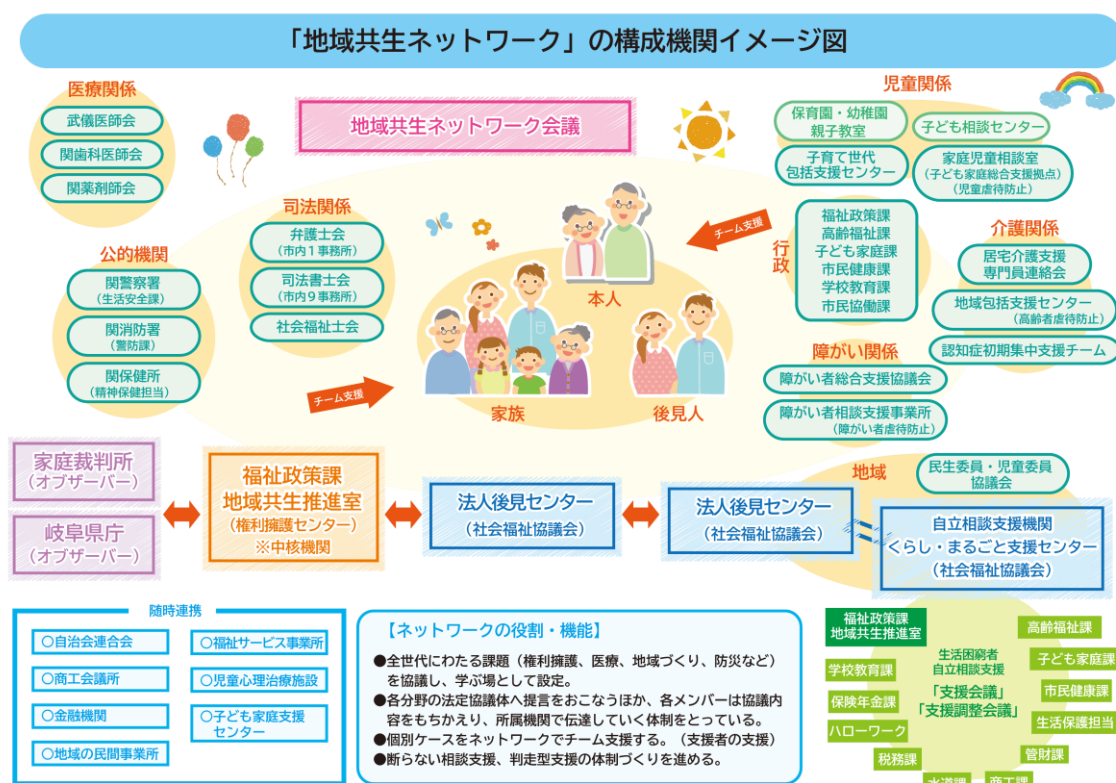
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことで、生活困窮者の自立を促進していきます。

特に、就労準備支援事業については、参加支援事業と連携することで効果的に事業を展開します。

2 支援関係機関の連携について

重層的支援体制整備事業は、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。具体的には、分野や世代を超えた支援を推進するために、「地域共生ネットワーク会議」を設立し、様々な課題解決に向け関係機関と協力します。

また、必要に応じて新たな施策を創り、同じ悩みを抱える住民の支援を市全体の総合力で解決していく体制を作ります。



3 重層的支援体制整備事業の枠組み

令和3年4月から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第52号) による社会福祉法の一部改正により、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「包括的な相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

重層的支援体制整備事業は、次表に示す枠組みに沿って取り組みます。

改正社会福祉法			機能	【分野】	事業名
重層的支援体制整備事業 (第百六条の4第2項)	第1号	イ	包括的相談支援	【介護】	地域包括支援センターの運営 (P6)
		ロ		【障がい】	相談支援事業 (P6)
		ハ		【子ども】	利用者支援事業 (P6)
		ニ		【困窮】	自立相談支援事業 (P7)
	第2号	—	参加支援	【全】	参加支援事業 (P8)
	第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】	地域介護予防活動支援事業 (P7)
		ロ		【介護】	生活支援体制整備事業 (P7)
		ハ		【障がい】	地域活動支援センター事業 (P7)
		ニ		【子ども】	地域子育て支援拠点事業 (P7)
		—		【困窮】	共助の基盤づくり事業 (P8)
	第4号	—	アウトリーチ等を通じた継続的支援	【全】	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (P8)
	第5号	—	多機関協働	【全】	多機関協働事業 (P8)
	第6号	—	支援プランの作成 (※)		

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施

第3章 支援の内容と実施体制

1 包括的相談支援機能を担う体制等

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

受け止めた相談のうち、解決が難しいものについては、適切な関係機関等と連携しながら支援を行います。また、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につないで、各種関係機関等と連携し、支援を行います。

設置形態	内 容
令和4年度 基本型 令和5年度～ 一部統合型	地域包括支援センターを地域の相談拠点として位置付け、高齢者（地域包括支援センターの運営）以外に子ども（利用者支援事業：令和5年度～）も支援対象とします。地域包括支援センターでは、従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた方の相談の受け止めや、対象分野以外の相談にも柔軟に対応し、他の関係機関と連携しながら支援を行います。 また、地区担当保健師や多機関協働事業者が、それぞれの関係機関が有機的につながるよう働きかけることで、包括的な支援体制の構築を目指します。

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につながります。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営 [第1号のイ]	介護	委託	[支援機関] 関市中央第1地域包括支援センター 関市中央第2地域包括支援センター 関市中央第3地域包括支援センター 関市中央第4地域包括支援センター 関市西地域包括支援センター 関市東地域包括支援センター [所管課] 高齢福祉課	6
障害者相談支援事業 [第1号のロ]	障害	直営 ※機能の1部を委託	[支援機関] 基幹相談支援センター [所管課] 福祉政策課	1
		委託	[支援機関] ひまわりの丘地域生活支援センター 美谷の里 相談支援事業所 かざぐるま 地域生活支援センター ひびき 地域生活支援センター すいせい [所管課] 福祉政策課	5
利用者支援事業 [第1号のハ]	子ども	委託	[支援機関] 基本型（令和5年度～） 関市中央第1地域包括支援センター 関市中央第2地域包括支援センター 関市中央第3地域包括支援センター 関市中央第4地域包括支援センター [所管課] 市民健康課	4

利用者支援事業 [第1号のハ]	子ども	直営	[支援機関] 母子保健型 子育て世代包括支援センター ひだまり [所管課] 市民健康課	1
生活困窮者自立相談 支援事業 [第1号のニ]	困窮	委託	[支援機関] 関市くらし・まるごと支援センター [所管課] 福祉政策課	1

(2) 地域づくり事業

住み慣れたまちでいきいきと生活を送るため、住民がつくるネットワークによって地域の課題を地域で解決していくための方策を検討します。分野毎に、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域介護予防活動 支援事業 [第3号のイ]	介護	直営	[地域づくり支援拠点] 高齢福祉課 [所管課] 高齢福祉課	1
生活支援体制整備 事業 [第3号のロ]	介護	直営	[地域づくり支援拠点] 高齢福祉課 [所管課] 高齢福祉課	1
地域活動支援センターの基本事業 [第3号のハ]	障害	委託	[地域づくり支援拠点] 地域活動支援センター機能強化事業 相談支援事業所 かざぐるま 地域生活支援センター ひびき 地域生活支援センター すいせい [所管課] 福祉政策課	3
地域子育て支援拠点事業 [第3号のニ]	子ども	委託 直営	[地域づくり支援拠点] ははこぐさ（民営。運営形態は委託で分類。） 社会福祉法人 倉知福祉会（倉知保育園） が運営。法人には補助金を支出。 むげがわ子育て支援センター（直営） [所管課] 子ども家庭課	2

地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業	困窮	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会 [所管課] 福祉政策課	1
----------------------------	----	----	--	---

(3) 新たな機能

実施事業	運営形態	実施体制	事業内容
参加支援事業 [第2号]	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会 [所管課] 福祉政策課	既存の社会参加に向けた事業では対応できない場合に、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。 利用者のニーズや課題を丁寧に把握し、適切な支援メニューを作ります。 困窮分野の就労準備支援事業と連携することで、効果的に事業を展開します。 社会資源には、企業への職場体験や地域活動への参加などを想定しています。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会 [所管課] 福祉政策課	必要な支援を届けられていない人に支援を届けるための事業です。多機関協働事業・参加支援事業・他の支援関係機関（地域の相談拠点として位置付ける地域包括支援センター、地区担当保健師、社協 CSW 等）とも連携しながら、積極的に地域に出向くことで、困りごとを抱える本人やその世帯の早期発見に努めます。
多機関協働事業 [第5号]	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会ほか [所管課] 福祉政策課	支援関係機関からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事案等に対して支援を行います。 各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など事案全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担う事業です。 <u>関市では、市役所内に多機関協働事業者を配置する</u> など、他の支援関係機関と素早く連携できる体制で事業に取り組みます。

3 支援会議・重層的支援会議について

本市では、重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、社会福祉法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めるための支援会議を開催します。

また、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、多機

関協働事業者の主催で重層的支援会議を開催します。重層的支援会議では、支援関係機関との情報共有についての本人同意を得た事例を取扱います。

名称	支援会議	重層的支援会議
1. 位置付け	社会福祉法第106条の6に基づき開催する会議。構成員に守秘義務を課し、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。	包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した要支援者に対し実施する支援検討会議のうち、支援関係機関間の個人情報の共有について、本人の同意が得られている事例を取り扱う会議。 また、会議では、地域生活課題に対する社会資源の開発などに向けた取組も検討する。
2. 会議内容	①気になる事例についての情報提供・情報共有 ※「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人」などを支援するため、 <u>本人の同意が得られていない場合でも情報共有が可能</u> ②支援方針の決定と共有 ③緊急性がある事案への対応	支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等 ①多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。 ②多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時においては、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。 ③個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として、社会資源の開発等に向けた取組を検討する。
3. 構成員	行政機関（健康福祉、税務、民生、住まい、教育、商工等）、公共職業安定所、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校、社会福祉協議会等幅広く想定。案件ごとに構成メンバーを変更する。	同左
4. 守秘義務	会議の出席者は、会議で知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む。）について守秘義務がある。	同左

	※支援会議においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要。	
5. その他	要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援調整会議、地域ケア会議などで、個別支援を検討する際、参加者が支援会議と重複する部分についても必要に応じて支援会議として位置付ける。	重層的支援会議は、次の4つのタイミングで開催します。多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業の全てのプランを対象とする。 ①プラン策定時 ②プラン変更時 ③支援終結を判断する時 ④支援中断を決定する時

重層的支援会議の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
①プラン策定時	・アセスメント^d 結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各関係機関の役割分担の確認 ・モニタリング^e の時期の検討等
②プラン変更時	・本人の状況変化の確認、評価 ・現行プランの評価 ・プラン変更内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
③支援終結を判断する時	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
④支援中断を決定する時	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中断の決定

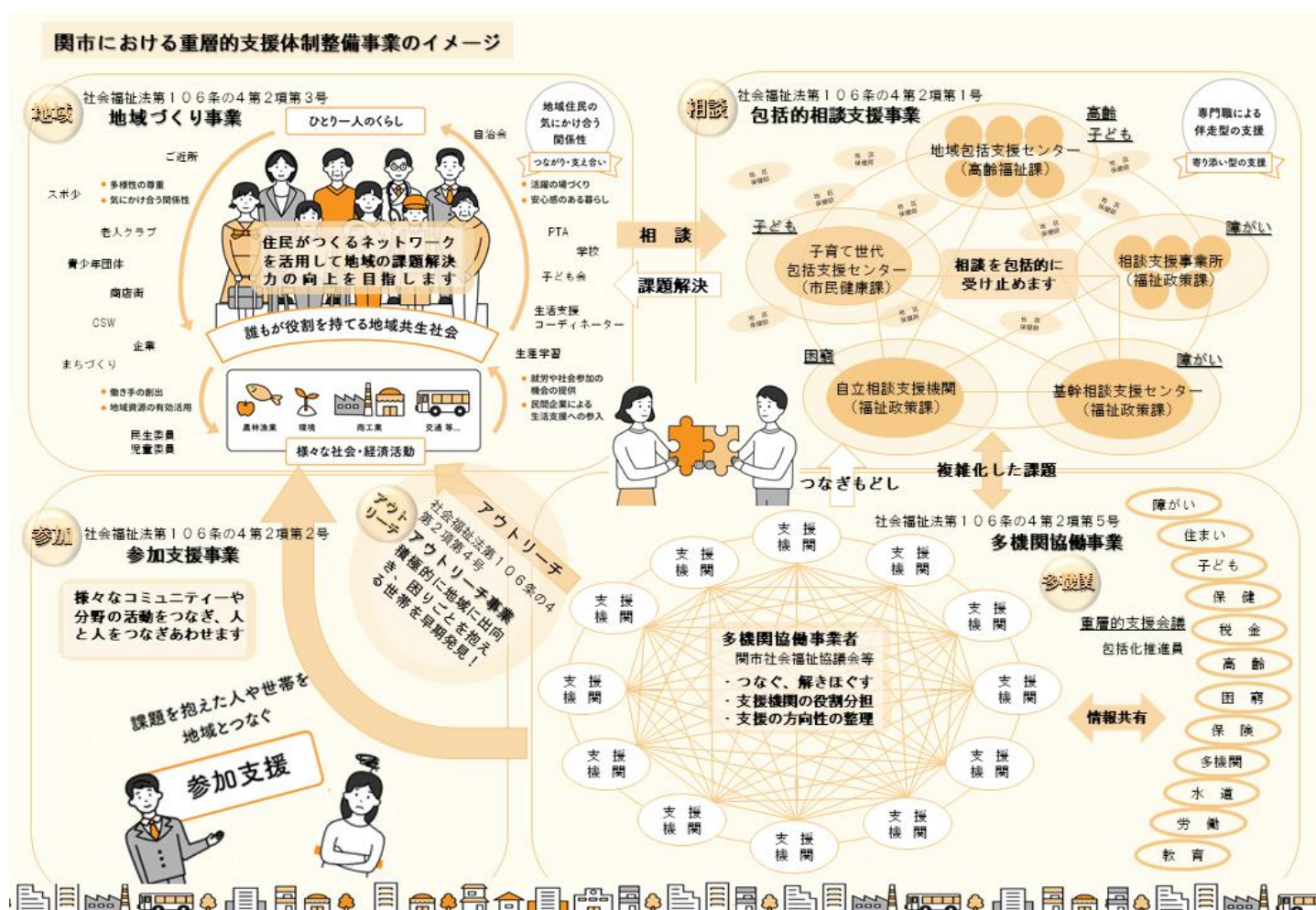
^d **アセスメント**：利用者を取り巻く状況を把握・分析し、何を必要としているかを正しく評価・査定すること

^e **モニタリング**：本来の目的に合ったサービスや支援が提供されているか、支援実施状況を定期的に評価して検証すること

4 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しについて

本計画は、第4期関市地域福祉計画（関市包括的・重層的支援体制整備事業計画）と一体的に実施するため、関市地域福祉計画の進捗状況を評価する関市地域福祉計画推進委員会において、PDCAサイクルに基づいて進捗状況や方向性を確認・評価し、計画を推進します。

(参考) 関市における重層的支援体制整備事業のイメージ



(参考)「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯(国)

平成27年	9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 (「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
平成28年	6月	<u>「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる</u>
	7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
	10月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
	12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
平成29年	2月	<u>社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出</u> <u>「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定</u>
	5月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
	9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
	12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年	4月	<u>改正社会福祉法の施行</u>
平成元年	5月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けて包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
	7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
	12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和2年	3月	<u>社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出</u>
	6月	<u>改正社会福祉法の可決・成立</u> ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行
令和3年	4月	<u>「重層的支援体制整備事業」が施行される。</u>